

## 第13節 防災業務関係者の防護対策

### 1 防災業務関係者の安全確保

- (1) 被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者が属する組織は、国があらかじめ定めた緊急事態応急対策を行う防災業務関係者の放射線防護に係る基準を適用する、又は同基準を参考として、当該防災業務関係者の放射線防護に係る指標をあらかじめ定めておくものとされている。また、被ばくの可能性がある環境下での活動を要請された組織は、上記の基準を参考として、要請した組織と協議して同指標を定めることができるものとされている。

本県における当該防災業務関係者の属する組織は、原子力災害対策指針に示される放射線業務従事者の平時における被ばく限度である実効線量で5年間につき100mSvかつ1年間につき50mSv（ただし、人命救助等緊急やむを得ない活動に従事する場合に限り、緊急作業に従事する者の被ばく限度を参考とし、実効線量で100mSv）を参考として、あらかじめ指標を定めておくこととする。

- (2) 被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者が属する組織は、当該防災業務関係者の被ばく線量を管理し、健康管理に特段の配慮を行うものとする。被ばくの可能性がある環境下での活動を要請した組織は、当該防災業務関係者が属する組織が実施する被ばく線量の管理や健康管理を支援するものとする。

### 2 防護対策

- (1) 知事は、必要に応じて、被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者に対し、防護服、防護マスク、線量計等の防護資機材の装着、安定ヨウ素剤の配備等、必要な措置をとるよう指示するものとする。

また、知事は、所在・関係周辺市町村やその他防災関係機関に対しても、防護服、防護マスク、線量計等の防護資機材の装着、安定ヨウ素剤の配備等、必要な措置をとるよう指示するものとする。

- (2) 防護資機材に不足が生じた場合、又は生じるおそれがある場合には、知事は、業者より調達を行うほか、原子力事業者、関係道府県及び国（原子力緊急事態宣言発出後は原子力災害現地対策本部）に調達の要請を行うものとする。
- (3) 知事は、上記(2)においても、なお防護資機材が不足する場合には、原子力災害合同対策協議会の場において、関係機関に対し、防護資機材の確保に関する支援を依頼するものとする。

### 3 防災業務関係者の放射線防護

- (1) 被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者の放射線防護は、上記1(1)の基準又は指標に基づき、原則として各機関独自で行うものとするが、これが困難な場合、県は、支援・研修センターなど防災関係機関と協力して、被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者が属する組織が行う放射線防護を支援するものとする。

- (2) 知事は、原子力災害医療現地派遣チームと緊密な連携のもと、被ばくの可能性がある環境下で活動する職員の被ばく管理・健康管理を行うとともに、被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者の属する組織が実施する被ばく管理・健康管理について、必要な支援を行うものとする。また、必要に応じて専門医療機関等の協力を得るものとし、放射線防護の要員が不足する場合や高度な判断が必要な場合には、国（原子力緊急事態宣言発出後は原子力災害現地対策本部）に対して原子力災害医療派遣チーム等の派遣要請を行うものとする。
- (3) 県は、被ばくの可能性がある環境下で活動する職員の安全確保のため、オフサイトセンター等において、国、所在・関係周辺市町村、原子力事業者及び支援・研修センター等と相互に密接な情報交換を行うものとする。

## 第14節 行政機関の退避

- (1) 県は、庁舎の所在地が避難のための立退きの指示を受けた地域に含まれる場合、あらかじめ定めた退避先へ退避するとともに、その旨を住民等へ周知する。
- なお、行政機関においては住民等の避難、学校等においては生徒等の避難を優先した上で退避を実施するものとする。
- (2) 県は、あらかじめ定めた業務継続計画に基づき、災害応急対策をはじめとして、退避後も継続する必要がある業務については、退避先において継続して実施するものとする。
- (3) 県は、応急対策実施区域を含む市町村の区域内の一部が避難のための立退きの指示を受けた地域に含まれ、かつ庁舎等が当該地域に含まれる市町村に対しては、当該指示を受けていない地域内の適切な施設において必要な業務を継続するための支援を行うものとする。